北関東防衛局達第32号

改正 平成26年 4月 8日北関東防衛局達第 3号 平成27年10月 1日北関東防衛局達第 7号

北関東防衛局における会議に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 德地 秀士

北関東防衛局における会議に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、北関東防衛局(以下「局」という。)の会議に関し必要な事項を定め るものとする。

(会議の設置)

- 第2条 局に、次の会議を置く。
- (1) 局議
- (2) 企画課長会議(以下「課長会議」という。) (局議の構成等)
- 第3条 局議の構成は、局長、局次長、各部長、防衛補佐官、会計監査官、部次長、総務 課長及び会計課長とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第4項の局議にあっては、前項の定める者のほか、各地方防衛事務所長及び出張所長とする。
- 3 前2項のほか、局長は局議に必要と認める者を出席させることができる。
- 4 局議は、局長が召集するものとする。

(局議の種類)

- 第4条 局議は、定例局議、臨時局議及び拡大局議とする。
- 2 定例局議は、原則として、毎週月曜日(毎月の第1月曜日を除く。) に開催するもの とする。
- 3 臨時局議は、緊急を要する場合にその都度開催するものとする。
- 4 拡大局議は、原則として、毎月の第1月曜日に開催するものとする。 (局議の議題)
- 第5条 局議の議題は、局務の遂行に当たり当面する重要事項の計画、実施及び運用の総合調整並びに報告に関するものとする。
- 2 局議における議題は、開催の前週金曜日までに総務課長へ通知するものとする。 (局議の運営)
- 第6条 局議の構成者(局長を除く。)が局議の開催を必要とするときは、あらかじめ総 務課長に連絡するものとする。
- 2 総務課長は、前項により連絡があったときは、調整の上第3条第2項の規定による局 議の召集を局長に要請するものとする。

(課長会議の構成等)

- 第7条 課長会議の構成は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課 長及び装備企画課長とする。
- 2 課長会議は、総務課長が召集するものとする。

(課長会議の種類)

- 第8条 課長会議は、定例企画課長会議及び臨時企画課長会議とする。
- 2 定例課長会議は、原則として毎週金曜日に開催するものとする。
- 3 臨時課長会議は、緊急を要する場合にその都度開催するものとする。 (課長会議の議題)

第9条 課長会議の議題は、局務の遂行に当たり当面する事項の計画、実施及び運用の調整並びに報告等に関するものとする。

(課長会議の運営)

- 第10条 課長会議の構成者(総務課長を除く。)が会議を必要とするときは、あらかじめ総務課長に連絡するものとする。
- 2 総務課長は、前項により連絡があったときは、調整の上会議を召集するものとする。 (代理人等)
- 第11条 局長は、局議に、必要に応じ代理の者又は関係職員を出席させ、議題について 説明等をさせることができる。
- 2 総務課長は、課長会議に、必要に応じ代理の者又は関係職員を出席させ、議題について説明等をさせることができる。

(会議の庶務)

第12条 会議の庶務は、総務課が処理するものとする。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成26年4月8日北関東防衛局達第3号)

この達は、平成26年4月8日から施行する。

附 則(平成27年10月1日北関東防衛局達第7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。